八重山地方の地震津波関連施設

〇11月5日は「津波防災の日」

平成23年の東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸を襲った津波により多くの尊い命が失われました。これを受けて、津波から国民の生命を守ることを目的に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、その中で毎年11月5日が「津波防災の日」として定められています

ここ八重山地方においても、1771年の明和大津波に代表されるように、地震や津波による災害とは決して無縁ではありません。そこで今回は、八重山地方に設置されている地震津波関連施設を紹介します。

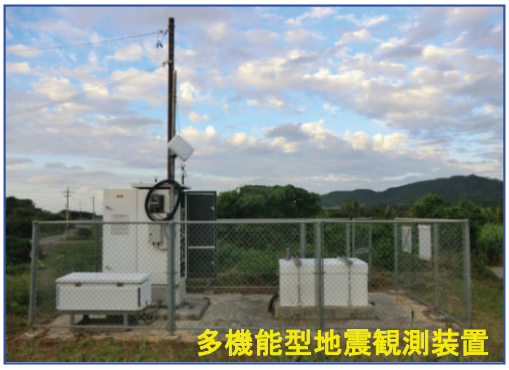

多機能型地震観測装置・・・地震の揺れを記録し、地震の発生時刻・震源・規模・揺れの強さなどを自動的に解析する観測装置です。八重山地方には9か所設置されています。



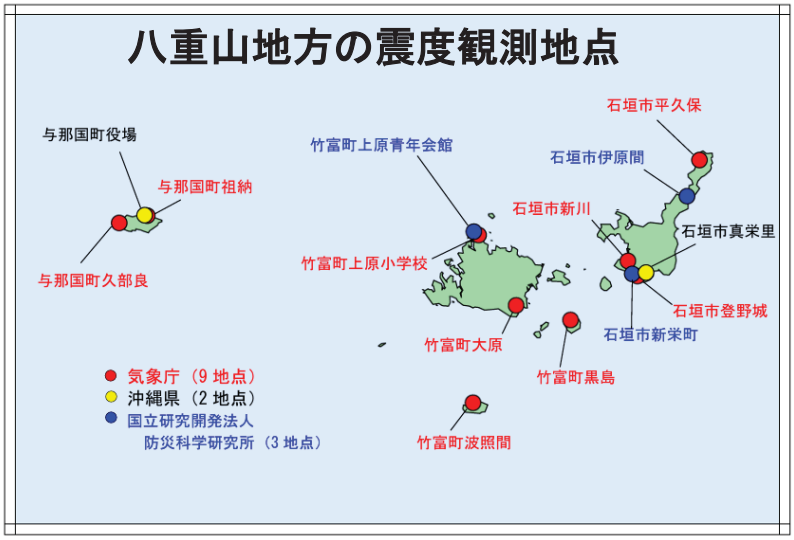

震度観測地点・・・地震計により地面の揺れを観測し、震度を決定・発表するための観測地点です。八重山地方は14か所設置されています。

津波観測施設・・・津波による海面の変化を観測し、そのデータを気象庁へ送る装置です。観測された津波の到達時刻や高さは、津波情報や津波警報・注意報の発表に活用されます。八重山地方には石垣港と久部良港に設置されています

防災気象情報は、テレビ・ラジオ・以下のHPまたは電話番号から

石垣島地方気象台ホームページ　https://www.data.jma.go.jp/ishigaki/

※ ホームページは、スマートフォン対応済みです。

電話番号：098-975-5771



【2026年11月号】